

# 通所介護

## 音羽デイサービス友運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社研ライフケアが開設する音羽デイサービス友(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 音羽デイサービス友
- ② 所在地 愛知県一宮市音羽三丁目8番8号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、介護職員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
生活相談員 介護福祉士 3名(常勤兼務 2 名、非常勤兼務 1 名、介護職員と兼務)、社会福祉主事 1 名(常勤兼務1名介護職員と兼務)  
看護職員 5 名(非常勤専従 1 名、非常勤兼務 4 名、機能訓練指導員と兼務)  
介護職員 12 名(常勤専従 1 名、常勤兼務 5 名、管理者と兼務 1 名生活相談員と兼務 3 名訪問介護員と兼務 1 名、非常勤専従 5 名、非常勤兼務 1 名、生活相談員と兼務)  
機能訓練指導員 6 名(常勤専従1名、非常勤専従 1 名、非常勤兼務 4 名、看護職員と兼務)  
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。
- ③ その他  
運転手 4 名(非常勤専従)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日を除く
- ② 営業時間 午前 8 時 20 分から午後5時 20 分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 15 分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする(指定介護予防通所介護相当サービスの利用者含む)

- 1単位 35 名(通常規模)

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを利用者より受けるものとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック

## ⑤ 送迎

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 100円徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり300円を徴収する。
- 4 食費、600 円、おやつ代 130 円を徴収する。
- 5 教養娯楽費・日用品費は、110 円を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、一宮市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を実施するための担当者を置くこと

（身体拘束等の適正化）

第13条 事業所は利用者の身体拘束等について、以下の通り適正化を図るものとする

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社研ライフケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

平成 29 年 6 月 1 日 人員変更

平成 30 年 6 月 1 日 人員変更

平成 30 年 9 月 1 日 管理者、人員変更

平成 30 年 10 月 1 日、人員変更、実施地域変更

令和 01 年 6 月 1 日、人員変更

令和 01 年 10 月 1 日 管理者、人員変更、食費、おやつ代、教養娯楽費・日用品費

令和 02 年 5 月 1 日 人員変更、定員変更

令和 03 年 4 月 1 日、人員変更

令和 03 年 7 月 1 日、管理者、人員変更

令和 03 年 9 月 1 日、人員変更

令和 04 年 1 月 1 日、定員変更

令和 04 年 4 月 1 日、人員変更

令和 04 年 6 月 1 日、営業時間、食費おやつ代変更

令和06年4月1日、人員変更、第12条(虐待防止のための措置に関する事項) 及び第13条(身体拘束等の適正化) の条項を追加

令和 06 年 11 月 1 日、人員の変更、第7条食費等の変更